

第四十条の見出しを(見込額からの納付又は口座振替による納付の申出の様式等)に改め、同条第一項中「法第十五条第一項(一)」を「法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項(これらの規定を)」に、「次項」を「以下この条」に改め、に際して「を削り、同条に次の二項を加える。」

4 実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料を法第十五条の二第一項の規定による口座振替により納付する場合は、手続に係る書面に、振替番号及び納付しよとする登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりしななければならない。

第四十条の次に次の二条を加える。

(口座振替による納付の申出に係る納付情報の送信)

第四十条の二 特許庁長官は、法第十五条の二第一項の規定による特許料等又は手数料を納付しよとする者から、当該特許料等又は手数料の納付に際し、前条第一項(口座振替によるものに限る。)又は第四項の申出があつたときは、納付すべき特許料等又は手数料の額その他必要な納付情報を、当該特許料等又は手数料を納付しよとする者が預金又は貯金の払出しとその他の払い出した金銭による納付を委託した預金口座又は貯金口座のある金融機関に対し、電子情報処理組織を使用して送信するものとする。

2 災害その他やむを得ない理由により前項に定める納付情報を送信することができないと特許庁長官が認める場合において、その理由がなくなつたときは、直ちに、当該納付情報を送信するものとする。

(口座振替による特許料等又は手数料の納付日の特例)

第四十条の三 特許料等又は手数料を口座振替により納付する場合であつて、特許庁長官が蔵入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十一条の五第二項に規定する領収済通知情報を受信したときは、口座振替による納付の申出があつたときは、その納付がされたときとする。

第四十一条の見出しを(委任による見込額からの納付又は委任による口座振替による納付の申出)に改め、同条第一項中「予納者」の下に「又は口座振替による納付をしようとする者」を、「第二項」の下に「又は法第十五条の二第一項」を加える。

第四十一条の二 第一項中「法第十五条第一項」の下に「又は法第十五条の二第一項」を加える。

第四十一条の四の見出しを(包括納付の申出の取下)に改め、同条中「包括納付申出書」を「包括納付の申出」に改める。

第四十一条の七中「第四十一条の六」を、「第四十一条の九」に改め、同条を第四十一条の十七、第四十一条の六を第四十一条の九とし、第四十一条の五を第四十一条の八とし、第三章中第四十一条の四の次に次の三条を加える。

(特許料及び登録料の自動納付の申出)

第四十一条の五 次の各号に掲げる各年分の特許料又は登録料に係る法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料又は登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した書面(以下「自動納付申出書」という。)を援用してするものとする。

一 特許法第七十七条第一項の規定により納付すべき第四年以後の各年分の特許料(特許法第六十七條第二項の規定により延長された期間に係る特許料を除く。)

二 実用新案法第二十一条第一項の規定により納付すべき第四年以後の各年分の登録料

三 意匠法第四十一条第一項の規定により納付すべき第二以後の各年分の登録料

2 自動納付申出書には、自動納付の申出をした者の氏名若しくは名称、その自動納付申出書の援用による納付に係る特許料の特許番号及びその特許権者の氏名若しくは名称又は実用新案権の美用新案登録番号及びその実用新案権者の氏名若しくは名称又は意匠権の意匠登録番号及びその意匠権者の氏名若しくは名称その他必要な事項を記載しなければならぬ。

3 特許権、実用新案権又は意匠権について、自動納付申出書が提出されているときは、次の各号に掲げる日の四十日前の日(第一項の規定により当該自動納付申出書が援用されたものとする。)

一 特許権に係る特許料の納付の申出にあつては、特許法第八十二条に規定する期間が満了する日

二 実用新案権に係る登録料の納付の申出にあつては、実用新案法第三十二条第二項に規定する期間が満了する日

三 意匠権に係る登録料の納付の申出にあつては、意匠法第四十三条第二項に規定する期間が満了する日

(自動納付申出書の様式等)

第四十一条の六 自動納付申出書は、自動納付申出書の援用による納付に係る特許権、実用新案権又は意匠権ごとに様式第四十条の二により作成しななければならない。

(自動納付の申出の取下)

第四十一条の七 自動納付の申出をした者が当該自動納付の申出を取り下げるときは、様式第四十条の三によりしななければならない。

第六十一条第三項中「第十一条第一項」の下に「の表の」を加え、「を削り、同条第四項中「第四項」の下に「及び第五項」を、「第十一条第一項」の下に「の表の」を加え、「に際して」を削り、同条に次の一項を加える。

5 特許法施行規則第六十九条第六項の規定は、第十一条の表の第一項第十一号若しくは第十二号又は第十四条第一項第一号の特許料等の納付の申出に準用する。

別表第一の一の項及び二の項の表第三欄中「及び第五十号から第五十二号まで」を、「第五十号から第五十三号まで及び第六十一号」に改める。

様式第九の備考2を次のように改める。

20 【手数料の表示】の欄は、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「予納台帳番号」には予納台帳の番号を、「納付金額」には見込額から納付に充てる手数料の額(「円」、「等」を付せず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記録する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、振替番号を記録し、「納付金額」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により納付した場合であつて、現金手続省令第5条の規定による納付書(以下「納付書」という。)を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「予納台帳番号」とし、「納付書」を「納付書番号」とし、蔵入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)以下「事務規程」という。別紙第4号の12書式に定める納付書番号を記録するものとし、第41条の9に規定する納付情報(以下「納付情報」という。)を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「予納台帳番号」を「納付番号」とし、納付番号を記録する。この場合において、「納付金額」の欄は設けるに及ばない。

様式第十一の備考2を次のように改める。

20 【手数料の表示】の欄は、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「予納台帳番号」には予納台帳の番号を、「納付金額」には見込額から納付に充てる手数料の額(「円」、「等」を付せず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記録する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、振替番号を記録し、「納付金額」には納付すべき手数料の額を記録する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「予納台帳番号」を「納付書番号」とし、事務規程別紙第4号の12書式に定める納付書番号を記録するものとし、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「予納台帳番号」を「納付番号」とし、納付番号を記録する。この場合において、「納付金額」の欄は設けるに及ばない。